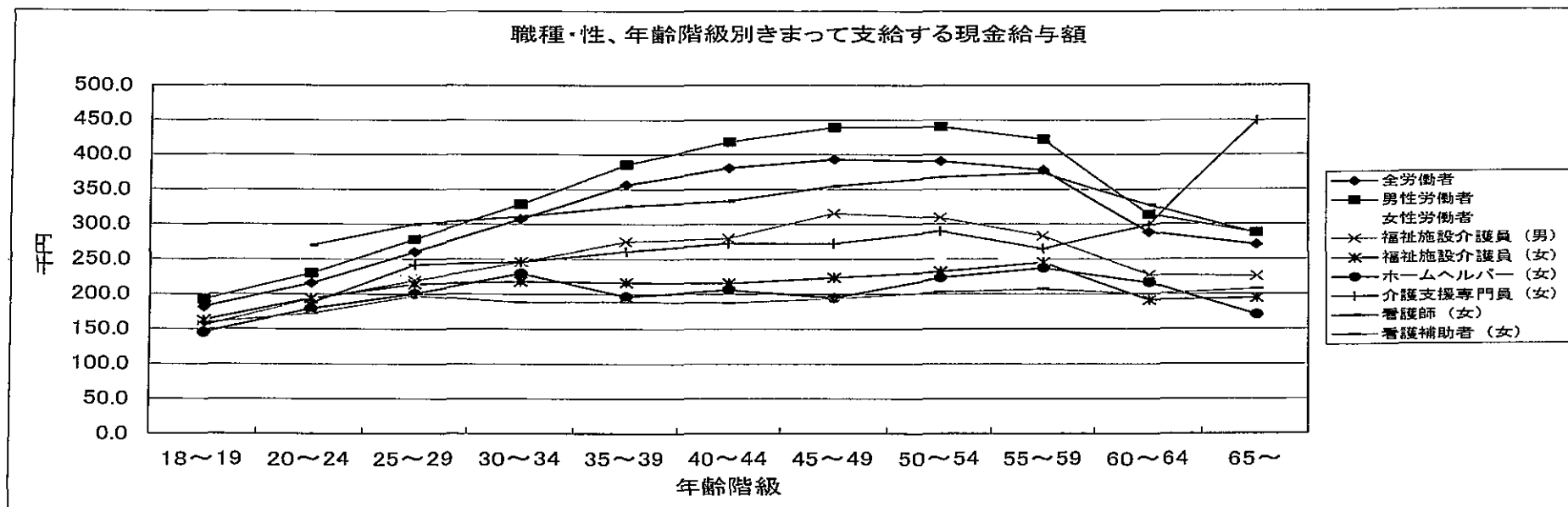


# 職種・性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(「平成16年賃金構造基本統計調査」より)



単位：千円

	18~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~
全労働者	181.1	215.4	259.7	306.6	356.0	379.9	392.7	390.0	377.8	288.4	270.3
男性労働者	191.6	229.8	277.5	328.0	384.8	417.5	439.1	439.5	421.7	314.0	287.6
女性労働者	166.4	200.1	230.5	251.7	266.1	265.8	262.3	254.1	248.8	214.0	220.9
福祉施設介護員(男)	153.9	192.5	218.6	245.0	274.3	278.8	314.9	308.6	282.8	227.5	225.0
福祉施設介護員(女)	162.0	193.8	213.8	217.7	216.3	215.0	223.5	232.0	245.5	191.6	194.3
ホームヘルパー(女)	144.6	179.0	200.1	229.0	196.3	205.5	194.5	223.4	237.4	216.4	170.3
介護支援専門員(女)		187.0	241.7	245.3	260.5	272.0	271.9	289.4	264.7	298.8	448.7
看護師(女)		269.2	299.3	310.2	325.3	332.4	354.3	367.1	373.5	327.2	286.4
看護補助者(女)	157.9	171.7	196.7	187.5	188.8	186.8	192.9	202.4	206.7	199.6	206.8

## 施設数の推移・伸び率

(平成15年社会福祉施設等調査報告・上巻)

### 【年次推移】

	昭和50年		昭和60年		平成7年		平成10年		平成11年		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年	
	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%
保護施設	349	1.1	353	0.7	340	0.6	336	0.5	335	0.5	296	0.4	295	0.4	292	0.4	294	0.3
老人福祉施設	2,155	6.5	4,610	9.6	12,904	22.0	19,106	29.0	21,820	31.7	28,643	37.8	31,037	39.2	33,419	40.6	36,475	42.2
うち特養	539	1.6	1,619	3.4	3,201	5.4	3,942	6.0	4,214	6.1	4,463	5.9	4,651	5.9	4,870	5.9	5,084	5.9
身障施設	394	1.2	848	1.8	1,321	2.2	1,577	2.4	1,668	2.4	1,766	2.3	1,883	2.4	2,022	2.5	2,164	2.5
児童福祉施設	26,546	80.2	33,309	69.5	33,231	56.5	33,198	50.4	33,166	48.2	33,089	43.6	33,217	42.0	33,266	40.4	33,383	38.7
うち保育所	18,238	55.1	22,899	47.8	22,488	38.3	22,327	33.9	22,275	32.4	22,199	29.3	22,231	28.1	22,288	27.1	22,391	25.9
知的障害者施設	430	1.3	1,244	2.6	2,332	4.0	2,726	4.1	2,884	4.2	3,002	4.0	3,364	4.3	3,650	4.4	4,014	4.6
母子福祉施設	60	0.2	88	0.2	92	0.2	93	0.1	91	0.1	90	0.1	89	0.1	91	0.1	85	0.1
精神施設	—	—	—	—	233	0.4	401	0.6	473	0.7	521	0.7	857	1.1	1,082	1.3	1,363	1.6
その他の施設	3,162	9.6	7,491	15.6	8,333	14.2	8,408	12.8	8,419	12.2	8,468	11.2	8,398	10.6	8,448	10.3	8,574	9.9
総 数	33,096	100.0	47,943	100.0	58,786	100.0	65,845	100.0	68,856	100.0	75,875	100.0	79,140	100.0	82,270	100.0	86,352	100.0

### 【伸び率】

	昭和50年		昭和60年		平成7年		平成10年		平成11年		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年	
	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%
保護施設	349	102.6	353	103.8	340	100.0	336	98.8	335	98.5	296	87.1	295	86.8	292	85.9	294	86.5
老人福祉施設	2,155	16.7	4,610	35.7	12,904	100.0	19,106	148.1	21,820	169.1	28,643	222.0	31,037	240.5	33,419	259.0	36,475	282.7
うち特養	539	16.8	1,619	50.6	3,201	100.0	3,942	123.1	4,214	131.6	4,463	139.4	4,651	68.8	4,870	152.1	5,084	158.8
身障施設	394	29.8	848	64.2	1,321	100.0	1,577	119.4	1,668	126.3	1,766	133.7	1,883	142.5	2,022	153.1	2,164	163.8
児童福祉施設	26,546	79.9	33,309	100.0	33,231	100.0	33,198	99.9	33,166	99.8	33,089	99.6	33,217	100.0	33,266	100.1	33,383	100.5
うち保育所	18,238	81.1	22,899	101.8	22,488	100.0	22,327	99.3	22,275	99.1	22,199	98.7	22,231	98.9	22,288	99.1	22,391	99.6
知的障害者施設	430	18.4	1,244	53.3	2,332	100.0	2,726	116.9	2,884	123.7	3,002	128.7	3,364	144.3	3,650	156.5	4,014	172.1
母子福祉施設	60	65.2	88	95.7	92	100.0	93	101.1	91	98.9	90	97.8	89	96.7	91	98.9	85	92.4
精神施設	—	—	—	—	233	100.0	401	172.1	473	203.0	521	223.6	857	367.8	1,082	464.4	1,363	585.0
その他の施設	3,162	37.9	7,491	89.9	8,333	100.0	8,408	100.9	8,419	101.0	8,468	101.6	8,398	100.8	8,448	101.4	8,574	102.9
総 数	33,096	56.3	47,943	81.6	58,786	100.0	65,845	112.0	68,856	117.1	75,875	129.1	79,140	134.6	82,270	139.9	86,352	146.9

## 施設数・定員の年次推移

	平成12年		平13年		平成14年		平15年	
	施設数	定員 (病床数)	施設数	定員 (病床数)	施設数	定員 (病床数)	施設数	定員 (病床数)
○施設	10,992	532,358	11,222	679,241	11,645	723,802	11,914	755,229
介護老人福祉施設	4,463	298,822	4,651	314,192	4,870	330,916	5,084	346,069
介護老人保健施設	2,667	233,536	2,779	244,627	2,872	254,918	3,013	269,524
介護療養型医療施設	3,862		3,792	120,422	3,903	137,968	3,817	139,636
○在宅サービス	29,565	0	33,567	0	35,864	0	41,844	0
訪問介護	9,833	—	11,644	—	12,346	—	15,701	—
訪問入浴介護	2,269	—	2,457	—	2,316	—	2,474	—
通所介護	8,037	—	9,138	—	10,485	—	12,498	—
通所リハビリテーション	4,911	—	5,441	—	5,568	—	5,732	—
短期入所生活介護	4,515	—	4,887	—	5,149	—	5,439	—
合 計	40,557	532,358	44,789	679,241	47,509	723,802	53,758	755,229

## 6 介護福祉士資格の活用状況

# 介護福祉士資格の活用状況

## 平成18年1月現在

### ○訪問介護等を行う者の要件

- ・ 居宅サービスのうち、訪問介護を行う者の資格の一つとして規定されている。  
(介護保険法(平成9年12月17日法第123号)第7条第6項)
- ・ 指定訪問介護事業所の訪問介護員等の資格の一つとして規定されている。  
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日省令第37号)第5条第1項)
- ・ 基準該当訪問介護事業所の訪問介護員等の資格の一つとして規定されている。  
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日省令第37号)第40条第1項)

(注)

- ・ 介護保険法の一部改正により、18年4月1日以降、介護予防訪問介護を行う者の資格の一つとして規定される。  
(介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年6月29日法律第77号)の18年4月1日施行後の介護保険法(平成9年12月17日法第123号)(以下、「新介護保険法」という。))第8条の2第2項)
- ・ 介護保険法の一部改正により、18年4月1日以降、夜間対応型訪問介護を行う者の資格の一つとして規定される。  
(新介護保険法第8条第15項)

### ○指定福祉用具貸与事業所等の専門相談員の要件

- ・ 専門相談員の資格の一つとして規定されている。  
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日省令第37号)(以下、「基準省令」という)第194条)

(注)

- ・ 平成18年4月1日以降、専門相談員は、基準省令ではなく、介護保険施行令(平成10年12月24日政令第412号)において福祉用具専門相談員として位置づけられる予定。
- ・ 平成18年4月1日以降は、指定介護予防福祉用具貸与事業所、指定特定福祉用具販売事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員の資格の一つとしても規定される予定。

○指定訪問介護事業所等のサービス提供責任者の選任要件

- ・サービス提供責任者の選任要件の一つとして規定されている。  
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)第3の1の(2)の③のイ)
- (注)
- ・平成18年4月1日以降は、指定介護予防訪問介護サービス事業所等におけるサービス提供責任者の選任要件の一つとして規定される予定。

○介護支援専門員の受験資格

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の一つとして規定されている。  
(介護支援専門員に関する省令(平成10年4月10日厚生省令第53号)第1条第一号)

○在宅介護支援センターの職員の要件

- ・在宅介護支援センターに配置すべき職種の一つとして規定されている。  
(配置すべき職種)
- ・地域型:SW、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員のいずれか1人
- ・基幹型:SW、保健師のいずれか1人及び看護師、介護福祉士のいずれか1人  
(在宅介護支援センター運営事業等の実施について(平成12年9月27日老発第654号))

○指定居宅介護事業者等のサービス提供責任者の選任要件

- ・サービス提供責任者の選任要件の一つとして規定されている。  
(指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成14年12月26日障発第1226002号)第3章第1節の(2)の③のイ)

○運営適正化委員会及び選考委員会の委員の要件

- ・運営適正化委員会における、社会福祉に関し学識経験を有する者である委員の要件の一つとして規定されている。
- ・選考委員会における、公益を代表する委員の要件の一つとして規定されている。  
(運営適正化委員会等の設置要綱について(平成12年6月7日社援第1353号))

○市町村障害者生活支援事業の実施に携わる職員の任用要件

- ・生活支援事業の実施に携わる専門的技術を有する嘱託職員の任用資格の一つとして規定されている。  
(地域における相談支援の実施について(平成15年11月6日障発第1106006号))

○社会福祉施設における主任寮母の選任要件

- ・主任寮母の選任要件の一つとして規定されている。  
(社会福祉施設における主任寮母制度の取扱いについて(平成4年3月2日社施第22号))

<教育関係>

○社会福祉士養成施設の教員

- ・介護概論を担当する教員の要件の一つとして規定されている。ただし、資格取得後5年以上の実務経験が必要。  
(社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について(昭和63年1月14日社庶第3号)別添1)

○介護福祉士養成施設の教員

- ・専任教員の要件の一つとして規定されている。ただし、資格取得後5年以上の実務経験が必要。
- ・介護系科目を担当する教員の要件の一つとして規定されている。ただし、資格取得後5年以上の実務経験が必要。  
(社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について(昭和63年1月14日社庶第3号)別添2)

○介護福祉士養成における実習施設等の実習指導者

- ・入所実習施設の実習指導者の要件として規定されている。ただし、5年以上の実務経験が必要。
- ・居宅介護事業所の実習指導者の要件の一つとして規定されている。ただし5年以上の実務経験が必要。  
(社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について(昭和63年1月14日社庶第3号)別添2)

○社会福祉主事養成機関の教員

- ・介護概論を担当する教員の要件の一つとして規定されている。ただし、資格取得後5年以上の実務経験が必要。  
(社会福祉主事養成機関指導要領について(平成12年3月31日社援第805号)別添)